

よくあるご質問

下記のQ & Aを御確認いただいても不明な内容がある場合は、別紙5の「定期報告制度に関する説明・相談会」にお越しいただくか、次ページの問合せ先にお電話ください。

Q1 なぜ定期報告制度が変更されることになったのですか？

A1 近年、ホテル、診療所、飲食店など、不特定多数の方等が利用する施設で発生した火災により人命が失われる事故が発生しています。そのため、これらの安全性を確保する必要性が高い建築物等については、全国一律に定期報告を義務付けることとなり、国が法令により定期調査・検査の対象を定めることになりました。

Q2 これは義務なのですか？

A2 建築物の用途や規模等が対象となる場合は、必要な調査・検査が建築基準法（第12条）により義務付けられます。

**Q3 今回の調査や通知がない建築物は対象外なのですか？**

A3 本市からの調査、通知の有無に関わらず、制度の対象となる建築物であれば定期報告が必要です。もし、そういった建築物を別に所有・管理されている場合は、お問合せください。

Q4 用途の分類がよくわかりません。何に該当しますか？

A4 下記の表を参考としてください。

利用されている具体的用途	→	定期報告の対象用途
結婚式場、葬祭場、セレモニーホール、大会議場	→	集会場
簡易宿泊所	→	旅館
認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	→	寄宿舍 ^{※1}
サービス付き高齢者向け住宅	→	共同住宅、寄宿舍又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等 ^{※2}
助産施設、乳児院、障害児入所施設 助産所 盲導犬訓練施設 救護施設、更生施設 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む） 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム 母子保健施設 障害者支援施設、福祉ホーム 障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業所で利用者の就寝の用に供するものに限る。）	→	高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等
カラオケボックス、ゲームセンター	→	遊技場

※1 確認申請時の用途が違う場合は、お問合せください。

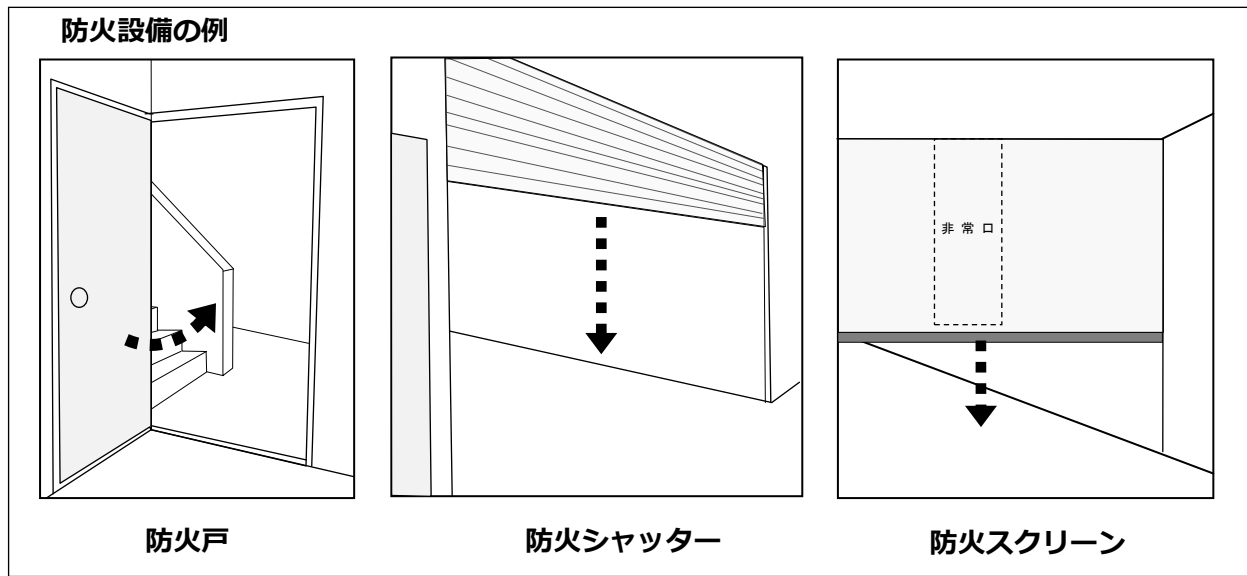
※2 確認申請時の用途が、いずれの用途であったかにより判断します。

Q5 消防設備点検はこれまでも行っていますが、防火設備の定期報告が必要なのですか？

A5 消防設備点検は消防法に基づく制度ですが、定期報告制度は建築基準法に基づく制度で、内容が異なりますので、別途調査・検査のうえ、御報告いただく必要があります。

Q6 防火設備と消防設備は違うのですか？

A6 防火設備は、火事の時に火や煙が拡がるのを防ぐ、防火戸、防火シャッター、防火スクリーン等が該当します。消防設備は、火災の発生を知らせたり、消火を行ったりする設備（自動火災報知器、誘導灯、屋内消火設備、消火器等）で、防火設備とは異なるものになります。



Q7 既に定期報告対象の物件です。同一の建物に複数の回答票が届いています。どうすればよいですか？

A7 回答票の「備考」欄に、その旨を記載して返送をお願いします。その際、定期報告の建物 ID 番号又は他に届いている回答票の建物 ID 番号の記載をお願いします。

Q8 この確認調査に回答しない場合はどうなるのですか？

A8 この確認調査に御回答がない場合は、定期報告対象の可能性のある建築物として、報告時期に、定期報告書の提出を依頼する通知文を送付いたします。通知文を送付しても御提出がない場合は、未提出扱いとなり、現地調査等を行う場合があります。

Q9 報告しないとどうなるのですか？

A9 制度の対象となる建築物であるにもかかわらず、定期報告をしない場合又は虚偽の定期報告をした場合は、その所有者又は管理者は法令により罰せられることがあります。

Q10 わからない点があるのですが。

A10 下記までお電話にてお問合せください。

- ①制度全般・建築物
- ②防火設備・建築設備

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課（安全対策第一係）
電話 075-222-3613
京都市都市計画局建築指導部建築審査課（設備審査係）
電話 075-222-3616